

施 工 条 件 の 明 示

工 事 名:港湾メンテナンス工事(袖ヶ浦 E 岸壁改修工)

地 区 名:千葉港 北袖ヶ浦地区

工 事 箇 所:袖ヶ浦市 北袖

千葉港湾事務所

明 示 項 目	明 示 事 項
工 程 関 係	・千葉県土木工事標準仕様書、特記仕様書、関係法令等を厳守し、また施工計画を十分検討のうえ工程管理を実施し、約定工期を厳守すること。 ・岸壁施設利用者等への周知及び日程・施工手順を調整し施工すること。 ・監督員との協議・打合せ等を十分行い、工期の厳守に努めること。
用 地 関 係	・特になし。
公 害 対 策 関 係	・排出ガス対策型建設機械(低騒音)排出ガス対策型建設指定要領に基づき指定されている建設機械を使用し、工事に伴う騒音、振動、粉塵等の抑止し環境保全に努めること。
安 全 対 策 関 係	・常に工事の安全に留意して事故及び災害の防止に努めなければならない。 ・仮設工は、建設工事公衆災害防止対策要領、土木工事安全施工技術指針、労働基準法など、関係法令に基づき安全に施工すること。 ・本工事の工事目的物を完成するために必要な一切の手段については任意である。 ・機械、材料搬出入時、安全に努めること。 ・岸壁施設利用者等に対して、事前に説明しているが、工事着手前に改めて事前周知を十分に行うとともに、必要に応じて調整を図り、利用者の安全確保に努めること。 ・潜水作業時は専従の見張員を配置すること。
工 事 用 道 路 関 係	・一般道を使用する際に損傷等を与えない為に十分留意すること。また損傷等生じた場合、請負者の責において原形に復旧すること。 ・一般道を使用する際に廃材等を落とさないように十分留意すること。また廃材等により道路を汚した場合、請負者の責により清掃をすること。
仮 設 備 関 係	・特になし。
建 設 副 産 物 関 係	・廃棄物の処理については、別添特記仕様書の建設副産物に関する事項に基づき、指定処理業者に運搬し、処理するものとする。
工 事 支 障 物 件 等	・施工前現地調査時に支障物を把握し、管理者と協議を行い適切な処理をすること。
排 水 工 (汚濁処理関係)	・水質の汚濁防止に努めること。
薬 液 注 入 関 係	・特になし。
そ の 他	・施工にあたり、関係官庁に対して諸手続き等が必要な際には、これを取得後に工事を着手すること。